	文書分類				覧	処	<u>L</u>	分	
	M·5· 1·8	会县	₹	副会長	副会長	事務局長	係長	係	員
月日	保存種別								
	永久								

川崎町農業委員会

5月総会議事録

期 日 令和5年5月10日(水)

場 所 川崎町役場庁舎 2階 入札室

令和5年5月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(10人)

1番	田所	義信					3番	中村	明
4番	松江	英幸	5番	星野	宗広		6番	山下	理江
			8番	藤川	航		9番	原	健治
10番	原口	友博				1	2番	西し	山 一郎
13番	大内E	B峰夫							

3、欠席委員(3人)

			-	
	2番	重藤	義光	
	7番	政時	修	
1	1番	中島	隆	

農地利用最適化推進委員(2名)

木下	重光
奥	俊英

4、本会事務局 事務局長 中村 竜輔 係長 三浦 竜治

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定 議事録署名委員の氏名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積(利用権設定)

の公示について

議案第4号 非農地証明願いについて

その他

事務局局長

皆さんこんにちは。

定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。 それでは会長、ご挨拶お願いいたします。

会 長

(挨拶)

5月に入り、農繁期になりお忙しいところお集まりいただきあ りがとうございます。

新型コロナに関しましては、収束傾向ですが、まだ県内では 600 名の新規感染者が出ております。そういう関係上、5 類 になったとはいえ、各自の予防をお願して、ご挨拶とさせてい ただきます。

事務局長

はい、会長ありがとうございました。

それでは欠席のご連絡ですが、まずですね、欠席の連絡が●● 委員、●●委員から出ております。

あと●●委員がまだ来られておりませんが、定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

また推進員さんの方では、●●推進委員、●●推進委員から欠席 の連絡をいただいておりまして、6名中4名の出席であります。

それではこれより議事を行いたいと思います。

議長は会議規則第4条の規定により会長にお願いしたいと思います。議事進行をお願いいたします。

会 長

議事に入ります。

議事録日程、議事録署名人の決定について議題といたします。 議事録署名委員は議長において指名することに異議ございませんか。

(替成多数)

異議なしと認め、議事録署名委員は●●番●●委員、●●番 ●●委員お願いいたします。

では議事に入ります。

議案第1号 農地法第三条の規定による許可申請について、議案第1号番号1について議題といたしますが、その議題については、●●さんが出席しておりますが、ご本人から申請ですので、●●さんの一時退席をお願いいたします。

(●●推進委員一時退席)

はい、それでは事務局の説明方お願いいたします。

事務局係長

はい、農地法第三条の規定による許可申請について、議案第1号、番号1、申請人、譲受人、住所、川崎町大字田原●●番地の●●、氏名、●●、年齢からですね耕作面積までについては、これは●●のため割愛させていただきます。

農機具の状況、トラクター、コンバイン、田植え機、噴霧器、 刈払機です。

それから、譲渡人、住所、川崎町大字田原●●番地の●●、氏名、●●、ここも●●というか●●ですので、

年齢から耕作面積までは省かせていただきます、農機具の状況、これはありません。土地の所在、大字安眞木字無田田●●番、他 11 筆、地目、田、地積が 1270 ㎡、他合計 16,762 ㎡になります。通作時間については車で 8 分、申請理由については、新規就農者の研修です。

場所は中元寺川沿いの、添田に向かう途中の●●の近くです。 5月1日に、●●委員さんと●●委員さん、二名に現地を確認 していただきました。2ページに位置図、3ページに航空写真 をつけています。よろしくお願いします。

議長

はい、ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認した● ●委員、補足説明をお願いいたします。

●●委員

はい、この土地はですね、10年近く前、焼却場を建設するということで、町が買い上げた土地です。

それが●●町長の時ですけども、町長選挙で●●さんが破れ、 焼却場の話が頓挫しまして、そのまま町の土地ということで、 農地になってます。

それが今回、新規就農者の研修の場として使うということで、 現地確認したんですけど、前任者の●●さんがきちっとされて ますので、問題なく新規就農者に、就労していただけるんじゃ ないかと思います。以上です。

議長

はい、今、事務局及び●●委員の補足説明が終わりました。質 疑のある方、意見のある方挙手を願います。

●●委員

はい、これは売買じゃないんですか。

事務局長

売買ではありません。

●●委員

農用地利用集積計画、利用権設定契約にも上がってないんやけど。

事務局長

農地法の第三条で利用権を設定するか、農業経営基盤強化促進 法で簡単に料金を設定するいわゆる5月と11月に利用権設定 をするかの二通りございます。

今回の場合は、農地所有適格法人でないということ、目的が営 農目的ではなくて、新規就農者の育成のためという理由から、 利用権設定ではなくて、普通の農地を借りる賃貸借契約という ことで、三条の総会の議決が要るということになりましたの で、後の議案の利用権設定とは別ということになります。以上 です。

●●委員

研修というのは分かるんですが、1丁6反ほどある土地で、米なり野菜作りなり一応収益があると思うんでが、それはどうなりますか。

事務局長

●●が土地を借りて耕作し収益があります。

●●委員

ほんなら●●の方で収支の結果が上がってくるということですか。

事務局長

はい。

●●委員

わかりました。

議長

いいですか。他に。

●●委員

はい。まだネギがいっぱい植わってるようなんですけど、あれはもう収穫しないんですか。

事務局長

奥側の土地だと思いまけど、あれですね、前任者の●●さんが 植えられたままになってまして、ねぎぼうずになってます。 他にないですか。

議長

(質疑なし)

ないようですので、お諮りいたします。

議案第 1 号番号 1 について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第 1 号番号 1 は、農地法第三条の規 定による許可申請については、原案通り承認いたします。

●●委員に入ってもらって。

(●●委員入室)

続きまして議案第 1 号番号 2 を議題とする前に、令和 5 年 4 月 1 日に改正された、農地法第 3 条第 1 項の許可要件で、下限面積の廃止に伴い農地を持たなくても農地を購入することができるようになったということは以前も説明があったと思いますが、その番号 2 はその要件に該当しますので、事務局の方から説明をお願いしたい思います。どうぞ。

事務局係長

はい。机の上にですね、農地法三条 1 項の許可要件があると思います。その分をちょっと読み上げさせていただきます。 「農地法3条 1 項の許可要件。

農地法第三条第2項第5号の規定に規定する下限面積の廃止に伴い、今般の改正法の主な内容として、認定農業者等の担い手がなく、経営規模の大小の対象にかかわらず、意欲を持って農業に参入するものを、地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点から、改正前の法第三条第2項第5号に規定する面積要件を廃止したものである。

個人が農業に参入する場合の要件、農業委員会は農地のすべて を効率的に利用することなどの下記の要件を踏まえ、適切に審 査することが重要である。これを満たした場合のみ許可とす る。

- 1、農地の権限取得後において農地の全てを効率的に利用して 耕作を行う(法三条第2項第1号)、機械や労働力等を適切 に利用するための営農計画を持っていること。
- 2、権限取得者がその取得後において行う耕作等に必要な農作業に常時従事すること(同法第4号)。農地取得者が、必要な農作業に受常時従事(原則、年間150日以上)すること。 3年3作とすること。
- 3、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるお それがないと認められること。周辺の農地利用に支障がないこ と。(同項第6号)水利調整に参加しない、無農薬栽培の取り

組みが行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしない こと。近隣の農地に迷惑がかからないよう、草刈りなどの維持 管理をすること」とあります。

このことに伴って農地法第三条の規定による許可申請、議案 1 号の番号 2 を説明させていただきます。

申請人、譲受人、住所、川崎町大字川崎●●番地の●●、氏名、●●、年齢 67、家族構成、人員、3、農主、1、農従、1、耕作面積、自作地、O、小作地、O、合計 O です。農機具の状況としては、トラクター、噴霧器、刈払機、耕運機など、譲渡人、住所、福岡市東区筥松●●丁目●●番●の●●号筥松小前●●、氏名、●●、年齢、69、家族構成、人員、1、農主、O、農従、O、耕作面積、自作地、368 ㎡、小作地、O、合計、368 ㎡、農機具の状況はありません。

土地の所在、大字、川崎、字、中尾、地番●●番●●、地目、畑、地積、368 ㎡、通作時間、2.5 km、申請理由は売買です。

場所的にはですね、そこの林鉄工の方からですね、位登の方に抜ける道の途中にあります。

現地の方の確認として5月2日に、●●委員さんと、●●委員さんの方に現地一緒に確認させていただきました。 5ページに位置図と、6ページに航空写真をつけています。

以上です。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした●●委員補足説明お願いいたします。

●●委員 説明いたします。5月の2日の日に、役場の2名と●●委員と 4名で、確認に行って参りました。

> 譲受人の●●さんの畑が隣にあってその続きになります。 特に問題になるようなことは、現地確認ではありませんでした。

(補足説明)●●さんの農地は続いてない、隣は●●さん。

●●委員●●さんの畑については、特に問題ございませんでした。以上です。

議 長 事務局及び●●推進委員の補足説明が終わりましたが、質疑のある方、挙手お願いします。

●●委員 いいですか。

議 長 はい。

●●委員

●●委員 自作地、小作地とかなくて、トラクターとか噴霧器を持っている。確認したんですか。

●●委員 持っています。家庭菜園的な簡易的なことをやっていて、それで畑をやりたいということで、今度新たに、今もうすでに綺麗にやっています。

●●委員 はいわかりました。

議 長 いいですかね。他にないですか。 (質疑なし) 無いようですのでお諮りします。

議案第1号番号2について、承認することに賛成の方は挙手を お願いいたします。

(替成多数)

ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第1号番号 2、農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り 承認といたします。

続きまして議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可 申請について、事務局説明方お願いいたします。

事務局係長

はい。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議 案第2号、番号、1、譲受人、住所、川崎町大字田原●●番地 の●●、氏名、●●、譲渡人、住所、赤村大字赤●●番地● ●、氏名、●●、土地の所在、大字、田原、字、平原口、地 番、●●番の●●、登記地目、田、地積、709 ㎡、申請理由、 売買、申請目的、資材置き場です。

これも5月1日にですね、●●委員と●●委員と一緒に現地 を確認しに行きました。場所的にはですね、役場からナフコに 向かう途中で、今、橋の工事をしてると思うんですけども、そ こから右に入ったところになります。8ページに位置図、9ペ ージに航空写真をつけてますので、よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。●●推進委員の補足説明をお願 いいたします。

●●推進委員

はい。5月1日に事務局と●●委員とで現地確認に行って参り ました。

現地は、形も細長い土地で、周りに水の取るところもなく、田 んぼとして使うのがちょっと難しいかなと思われます。 以上です。

議 長 ただいま事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりまし

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

質疑がないようですのでお諮りします。

2号について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたしま す。

(賛成多数)

ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第2号の農地 法第5条第1項の規定による許可申請については原案通り承 認し県に進達することに決定といたします。

続きまして議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地 利用集積計画について、事務局の説明方お願いいたします。

事務局係長

はい。議案3号の説明に入る前にですね、すいません、ちょっ と誤字がありましたので修正をお願いします。

11 ページの 20 番の「●●」さんの「お」の字が、「夫」に なってまして、これを「雄」に、21番の「●●」さんも

「夫」になってますので、これも「雄」になります。それから、20番の字(あざ)の「壱丁坪」の下の「黒内」の「内」の字が、これが野球のボールを打つの「打」になります。すみません、この3か所が誤字になってました。

それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてご説明します。

議案第3号、番号、1、賃借人、氏名、●●、住所、安眞 木 ●●番地、賃貸人、氏名●●、住所、田川市大字奈良●●番 地、利用権設定等による法律関係は賃借権です。土地の所在、大字、安眞木、字、後川内、番地、●●番●●、地目、田、面積 2086 ㎡、年数が5年、設定の内容は新規です。10a 当りの小作料の金額は、全部で1.5俵、合計面積は、田んぼが2790 ㎡、畑179㎡となりまして、14ページをご覧ください。

新規が計 12 件、継続 33 件、合計 45 件、借り手 25 人、貸し手 41 人、田んぼが 76 筆、畑が 16 筆、合計 92 筆の、129,590 ㎡になります。以上です。

ただいま事務局の説明がありました。質疑意見のある方は挙手 をお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですのでお諮りいたします。

議案3号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいた します。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第3号の、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画については原案通り承認とし、5月20日から6月19日まで公示いたします。

続きまして議案第4号、非農地証明について、事務局説明方お 願いします。

事務局係長

臣

議

はい。

議案第4号、番号1、申請者、住所、宗像市土穴●●丁目●●番●●号、氏名、●●、土地の所在、大字、田原、字、堤下、地番、●●番●●、他合計三筆です。地目は田、現況、宅地、地積が575㎡、合計583.78㎡です。申請理由、固定資産係に確認したところ、平成2年以前のデータは残ってないということでしたので、平成2年より、宅地として課税されてあるということでした。

現地確認には、5月1日に、●●委員と●●委員とで現地確認に行ってます。

場所は、●●から●●のところに入っていったところに あります。16ページに地図、17ページに航空写真をつけてます。よろしくお願いします。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、現地確認した●●推 進委員に補足説明をお願いいたします。 ●●推進委員 5月1日に事務局、●●委員とで現地確認して参りました。

> ここは、僕がこのあたりに住んでもう40年ぐらいになります けど、多分その時からもう家だというような気がします。こ れ、今更ですかっていう感じですけど、すいませんそんなとこ

ろです。以上です。

議 臣 ただいま事務局の説明及び●●委員の補足説明がありましたが

質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

ないようですのでお諮りいたします。

議案4号について承認することに賛成の方は挙手をお願いいた

します。 (賛成多数)

ありがとうございます。賛成多数ですので、議案4号の非農地

証明については、原案通り承認といたします。

その他、事務局何かありますか。

事務局係長 はい。

> 毎回になるんですけども、農業新聞、農業年金の加入の推進 と、活動記録簿の提出の方お願いいたします。また、今から農 繁期に入りますので、田んぼでの、他の農家の方などと話され たことや、質問されたことなどは、活動記簿録への記入をお願

いいたします。以上です。

他に何かありますか。 議 旨

ありません。 事務局長

長 以上をもちまして本日の議題をすべて終了いたしました。 議

次回の総会は6月9日夜7時からです。時間間違いのないよ

うにお願いします。6月9日7時から開催します。

よろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、川崎町農業委員会5月総会を閉会いたしま

す。どうもおつかれさんでございました。

閉会 14時30分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人			
	●●番委員		
	●●番委員		
	詳 ■		